

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険関係事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務の一部を外部に業務委託しているため、個人情報の取扱い・秘密保持について、契約書の中に特記事項を設け、遵守を徹底させることで対応している。

評価実施機関名

香芝市長

公表日

令和6年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、香芝市国民健康保険条例等及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」と言う。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康保険医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保険保健事業に関する事務 なお、これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行うとともに、個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムへ連携する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等の資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険料収納システム、国民健康保険料滞納管理システム、宛名システム、国保情報集約システム、次期国保総合システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	実施する 実施しない 未定
--------	--

②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ○番号法第19条第8号に基づく主務省令《第2条の表の項番》 項番 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項
	[情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号に基づく主務省令《第2条の表の項番》 項番 69、70、71の項 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項
	[オンライン資格確認の準備業務] ○番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康部 国保医療課及び保険料収納課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 国保医療課 TEL:0745-79-7528 保険料収納課 TEL:0745-43-7109
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 国保医療課 TEL:0745-79-7528 保険料収納課 TEL:0745-43-7109
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・ 複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)、香芝市国民健康保険条例等及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号、以下「番号法」と言う)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保健事業に関する事務	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、香芝市国民健康保険条例等及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」と言う。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康保険医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保険保健事業に関する事務 なお、これらの事務に関して、個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムおよび次期国保総合システムへ連携する。	事前	国保情報集約システム、次期国保総合システムの利用による追記
平成29年6月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険料収納システム、国民健康保険料滞納管理システム、宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、国民健康保険料収納システム、国民健康保険料滞納管理システム、宛名システム、国保情報集約システム、次期国保総合システム、中間サーバー	事前	国保情報集約システム、次期国保総合システムの利用による追記
平成29年6月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の30の項	番号法第9条第1項別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事前	情報提供ネットワーク試行運用による追記
平成29年6月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 [情報提供]項番 1～6、17、26、27、29、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106 [情報照会]項番 42～46	[情報提供の根拠] ○番号法第19条第7号 別表第二 項番 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、8、15、19、20、25、33、43、44、46、49、53条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第41条の2、第55条の2、第59条の3 [情報照会の根拠] ○番号法第19条第7号 別表第二 項番 42、43、44、45 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25、26条、第25条の2	事前	情報提供ネットワーク試行運用による追記
平成29年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	福祉健康部 健康局 国保医療課及び保険料収納課	福祉健康部 国保医療課及び保険料収納課	事後	組織名変更による修正
平成29年6月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 健康局 国保医療課 Tel:0745-79-7528 保険料収納課 Tel:0745-43-7109	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 国保医療課 Tel:0745-79-7528 保険料収納課 Tel:0745-43-7109	事後	組織名変更による修正
平成29年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 健康局 国保医療課 Tel:0745-79-7528 保険料収納課 Tel:0745-43-7109	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 国保医療課 Tel:0745-79-7528 保険料収納課 Tel:0745-43-7109	事後	組織名変更による修正
平成29年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日時点	平成29年6月1日時点	事後	更新
平成29年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日時点	平成29年6月1日時点	事後	更新
令和1年6月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	国保医療課長及び保険料収納課長	課長	事後	様式改正による変更
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	更新
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	更新
令和1年6月20日	IV リスク対策		追加記載事項	事後	様式改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、香芝市国民健康保険条例等及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」と言う。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康保険医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保険健康事業に関する事務 なお、これらの事務に関して、個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムおよび次期国保総合システムへ連携する。	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、香芝市国民健康保険条例等及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」と言う。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康保険医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保険健康事業に関する事務 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) なお、これらの事務に関して、個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムおよび次期国保総合システムへ連携する。	事後	オンライン資格確認の準備業務による追記
令和2年3月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険料収納システム、国民健康保険料滞納管理システム、宛名システム、国保情報集約システム、次期国保総合システム、中間サーバー	国民健康保険システム、国民健康保険料収納システム、国民健康保険料滞納管理システム、宛名システム、国保情報集約システム、次期国保総合システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	オンライン資格確認の準備業務による追記
令和2年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認の準備業務による追記
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ○番号法第19条第7号 別表第二 項番 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、8、15、19、20、25、33、43、44、46、49、53条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第41条の2、第55条の2、第59条の3 [情報照会の根拠] ○番号法第19条第7号 別表第二 項番 42、43、44、45 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25、26条、第25条の2	[情報提供の根拠] ○番号法第19条第7号 別表第二 項番 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、8、15、19、20、25、33、43、44、46、49、53条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第41条の2、第55条の2、第59条の3 [情報照会の根拠] ○番号法第19条第7号 別表第二 項番 42、43、44、45 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25、26条、第25条の2 [オンライン資格確認の準備業務] ○番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認の準備業務による追記
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年12月31日時点	事後	更新
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年12月31日時点	事後	更新
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	福祉健康部 国保医療課及び保険料収納課	健康部 国保医療課及び保険料収納課	事後	更新
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 国保医療課 Tel: 0745-79-7528 保険料収納課 Tel: 0745-43-7109	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 国保医療課 Tel: 0745-79-7528 保険料収納課 Tel: 0745-43-7109	事後	更新
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 国保医療課 Tel: 0745-79-7528 保険料収納課 Tel: 0745-43-7109	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 国保医療課 Tel: 0745-79-7528 保険料収納課 Tel: 0745-43-7109	事後	更新
令和3年6月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	更新
令和3年6月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	更新
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ○番号法第19条第7号 [情報照会の根拠] ○番号法第19条第7号	[情報提供の根拠] ○番号法第19条第8号 [情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う号ズレによる修正
令和4年7月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	更新
令和4年10月4日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号 別表第二 項番 42、43、44、45 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25、26条、第25条の2	[情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号 別表第二 項番 42、43、44、45 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25、26条、第25条の2 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項	事前	番号法改正による変更。 令和4年10月に開始される公的給付支給等口座登録制度の施行前に提出するもの。
令和5年8月4日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) なお、これらの事務に関して、個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムおよび次期国保総合システムへ連携する。	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、香芝市国民健康保険条例等及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」と言う。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康保険医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保険保険事業に関する事務 なお、これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行うとともに、個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムへ連携する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等の資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	オンライン資格確認等システムが運用を開始していること、また国保総合システムへの連携が完了していることによる修正。 個人番号を含む資格情報の連携及び提供について、明確に示すための追記。	
令和5年8月4日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	更新
令和5年8月4日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	更新
令和5年8月4日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	更新
令和5年8月4日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	更新
令和6年10月29日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法改正に伴う修正
令和6年10月29日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ○番号法第19条第8号 別表第二 項番 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、8、15、19、20、25、33、43、44、46、49、53条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第41条の2、第55条の2、第59条の3 [情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号 別表第二 項番 42、43、44、45 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25、26条、第25条の2 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項 [オンライン資格確認の準備業務] ○番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	[情報提供の根拠] ○番号法第19条第8号に基づく主務省令《第2条の表の項番》 項番 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 [情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号に基づく主務省令《第2条の表の項番》 項番 69、70、71の項 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項 [オンライン資格確認の準備業務] ○番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	更新
令和6年10月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	更新
令和6年10月29日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		追加記載事項	事後	様式改正による変更
令和6年10月29日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加記載事項	事後	様式改正による変更